

資料1

訪問看護の実態調査結果

平成28年(2016年)10月13日(木)

吹田市健康医療部地域医療推進室

実態調査の概要①

調査対象：市内の訪問看護ステーション 37事業所

調査方法：郵送による配布・回収

（電話による督促、回答確認の実施）

調査期間：平成28年（2016年）7月27日～8月10日

回収状況：回収率100%

調査の時点：平成28年5月末

※参考調査

大阪府実施調査：平成27年度「大阪府訪問看護ステーション実態調査」報告書

吹田市実施調査：平成26年9月吹田市高齢政策課実施「在宅医療に関するアンケート」

※自立支援医療対応訪問看護事業所：23事業所

（内、自立支援医療を主たる対象とする事業所：4事業所）

実態調査の概要②

調査の内容

- 1 事業所の開設年数・規模・職員配置等
- 2 事業所の加算の状況
- 3 利用者の状況、受入状況
- 4 医療的管理ケアの実施状況
- 5 歯科医との連携状況
- 6 看取りの件数
- 7 事業所運営の方向性等
- 8 まとめ

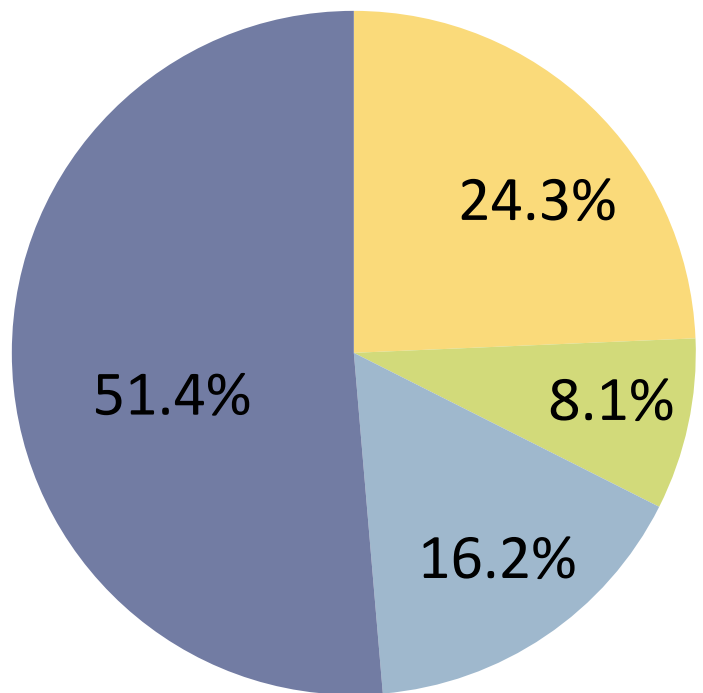
調査の内容

- 1 事業所の開設年数・規模・職員配置等**
- 2 事業所の加算の状況
- 3 利用者の状況、受入状況
- 4 医療的管理ケアの実施状況
- 5 歯科医との連携状況
- 6 看取りの件数
- 7 事業所運営の方向性等
- 8 まとめ

事業所の開設年数

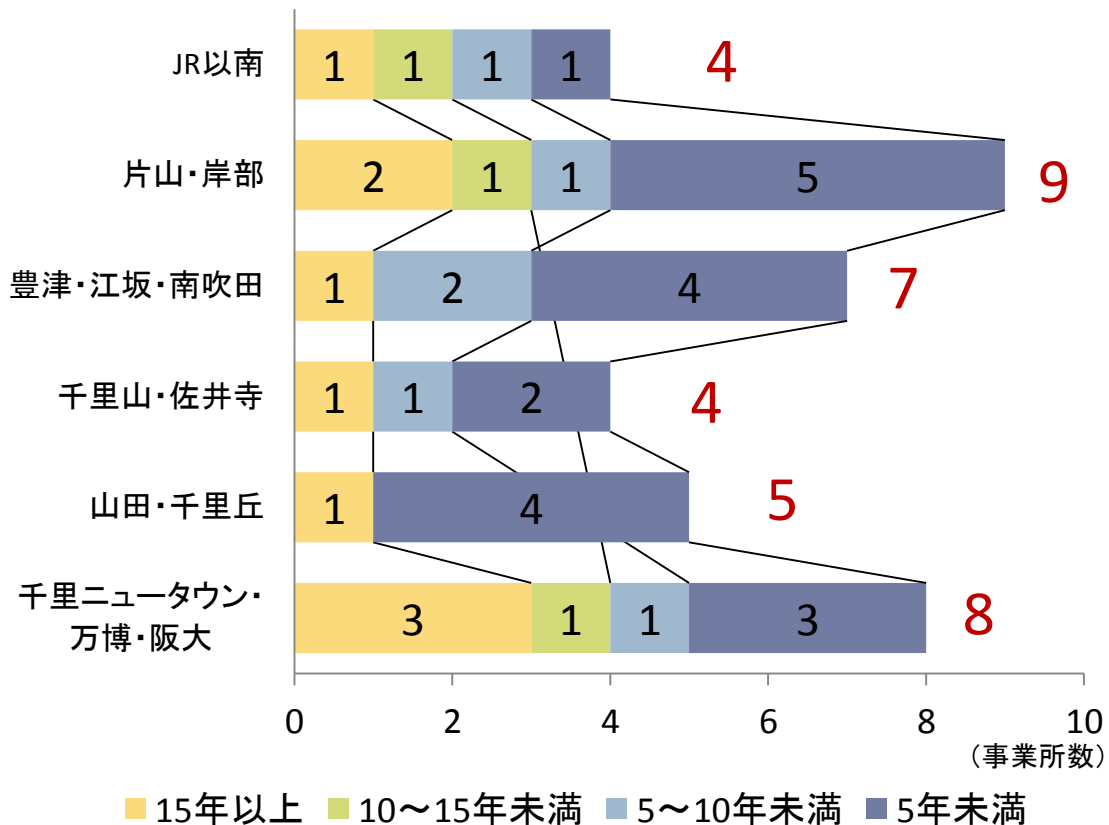
- 開設5年未満の事業所が半数を占めている。
- 片山・岸部地域、千里ニュータウン地域の事業所数が多い。

開設年数別事業所割合 (n=37)



- 15年以上
- 10～15年未満
- 5～10年未満
- 5年未満

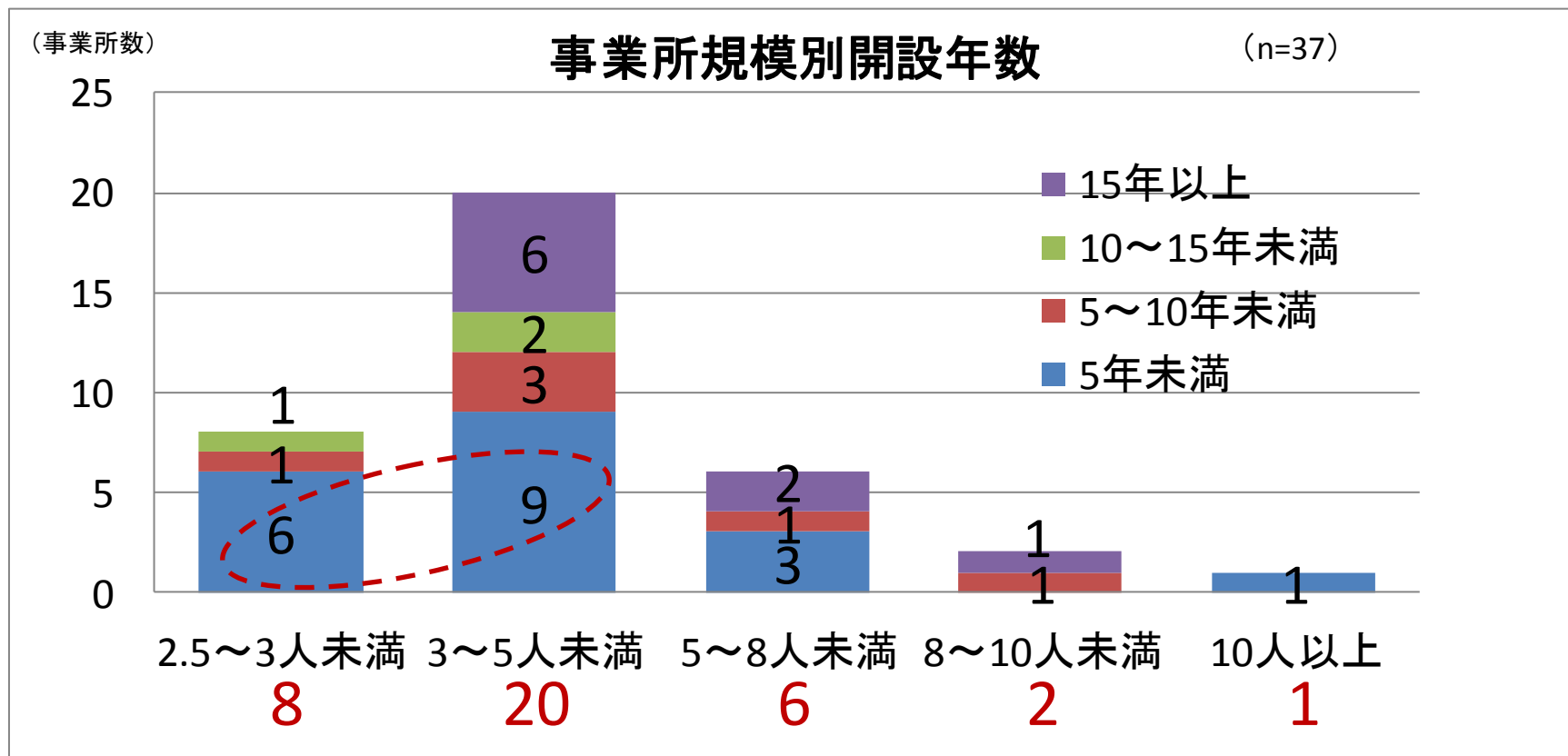
ブロック別開設年数別事業所数 (n=37)



- 15年以上
- 10～15年未満
- 5～10年未満
- 5年未満

事業所の開設年数と事業所規模

- 看護職員5人未満の小規模事業所の約半数(53.6%)が5年未満に開設された事業所である。
- 3~5人未満の小規模事業所が最も多い。



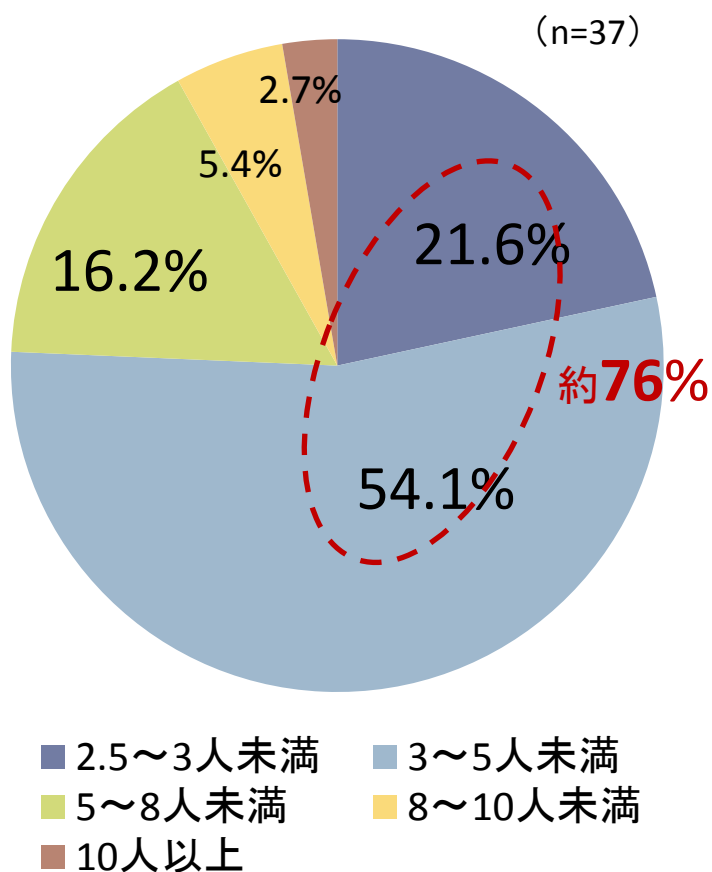
小規模事業所(5人未満)中の開設5年未満の割合
53.6%

※事業所規模
訪問看護の人員基準の算定対象と
なる看護職員数のみ

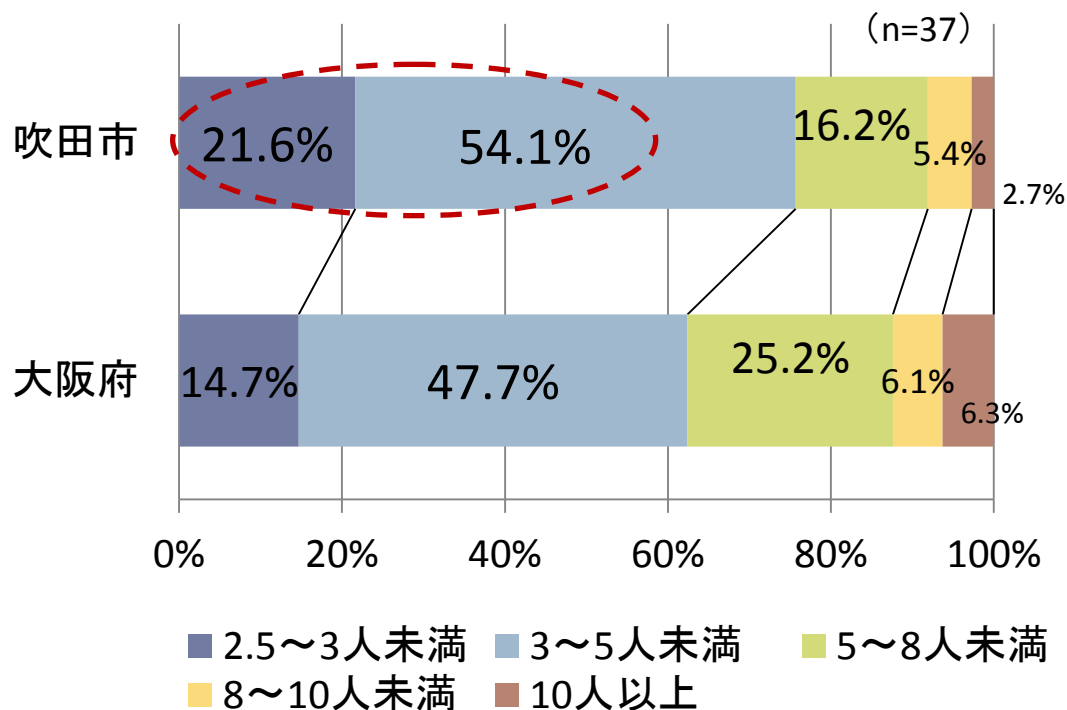
事業所の規模

○看護職員5人未満の小規模事業所が約76%を占めており、その割合は大阪府(62.4%)より多い。

職員数規模別事業所割合



事業所規模別事業所割合(府との比較)



※事業所規模
訪問看護の人員基準の算定対象となる看護職員数のみ

看護職員の設置状況

- 1事業所あたりの平均看護職員数(常勤・非常勤とも)が大阪府より少ない。
- 経験年数の少ない看護職員の人数が大阪府より多く、訪問看護の資質向上や定着支援の必要性がうかがえる。

(n=37)

	吹田市	大阪府
1事業所あたり平均看護職 ^(※) 員数	4.5人	5.0人
常勤	3.4人	3.7人
非常勤	1.1人	1.3人
看護職員(常勤)の経験年数1年未満者	0.73人	0.69人

(※)看護師・准看護師

吹田市介護保険事業所連絡会への加入等

○事業所連絡会加入は、51.4%(19事業所)で、未加入の大半が5年未満に開設した事業所であった。訪問看護の質の向上や相談・連携のためのネットワークづくりの必要性がうかがえる。

加入あり (19事業所)		開設年数			
		5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15年以上
事業所規模	3人未満	2	1		
	3～5人未満	1	2	1	6
	5～8人未満	1	1		2
	8～10人未満		1		1
	10人以上				

(n=37)

加入なし (18事業所)		開設年数			
		5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15年以上
事業所規模	3人未満	(※) 4		1	
	3～5人未満	8	(※) 1	(※) 1	
	5～8人未満	2			
	8～10人未満				
	10人以上	(※) 1			

【吹田市介護保険事業所連絡会】
 設立：平成12年
 加入事業所数：300事業所以上
 加入案内：事業所開設時等にちらしにて案内
 活動内容：サービスの質の向上のための研修事業、制度等の情報提供等
 年会費：3,000円(1法人につき)

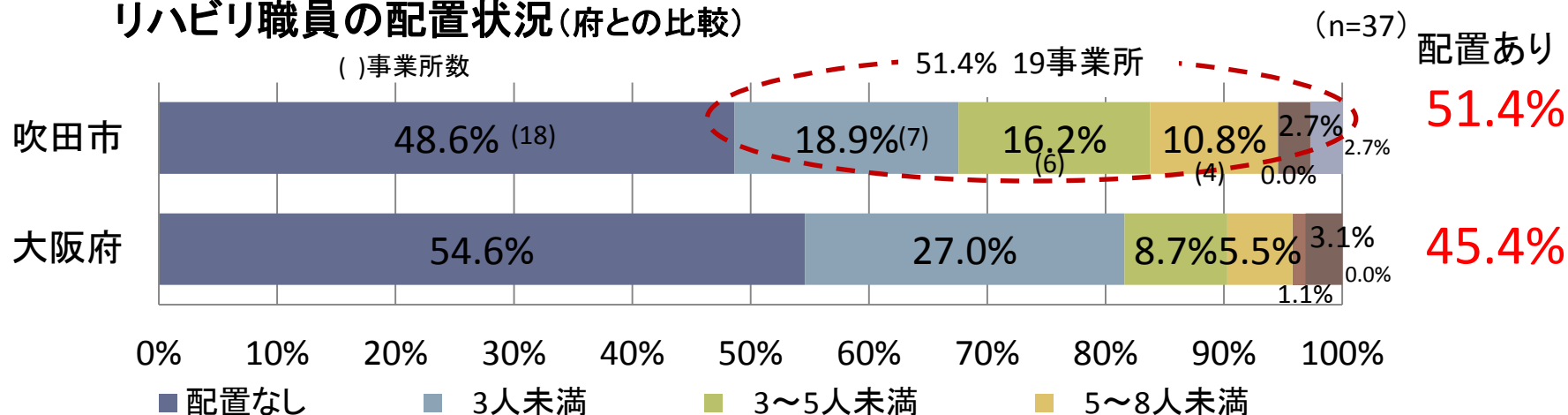
(※) 自立支援医療を主たる対象とする事業所4事業所・・・いずれも事業所連絡会未加入)

リハビリ職員 (PT・OT・ST) の設置状況

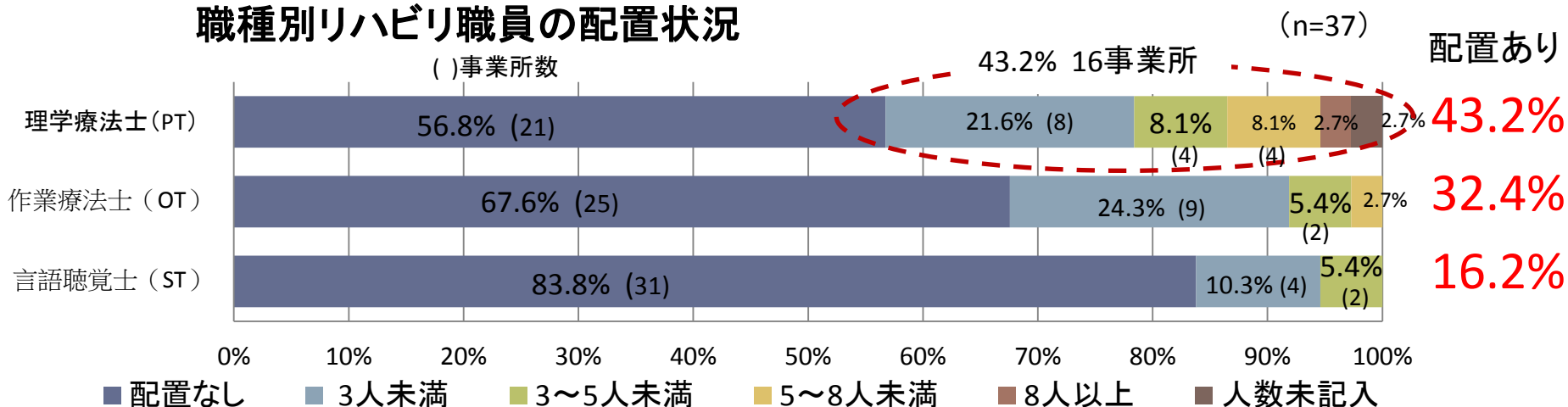
○リハビリ職員 (PT・OT・ST) のいずれかを配置している事業所の割合は、大阪府よりも高い (19事業所51.4%)。

○3職種の中では理学療法士配置の事業所が多く、16事業所 (約43.2%) で配置されている。

リハビリ職員の配置状況 (府との比較)



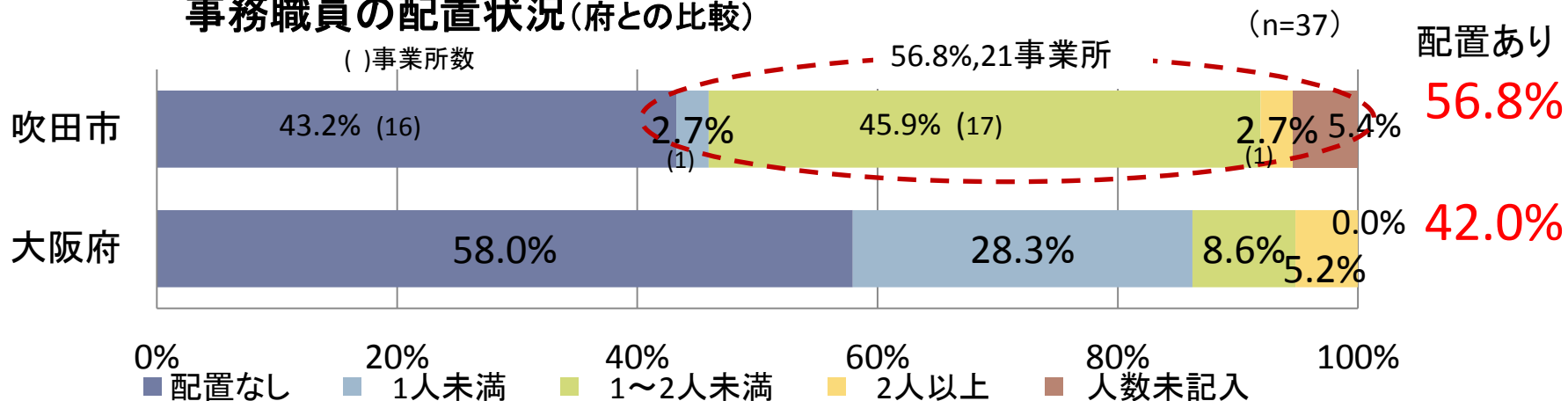
職種別リハビリ職員の配置状況



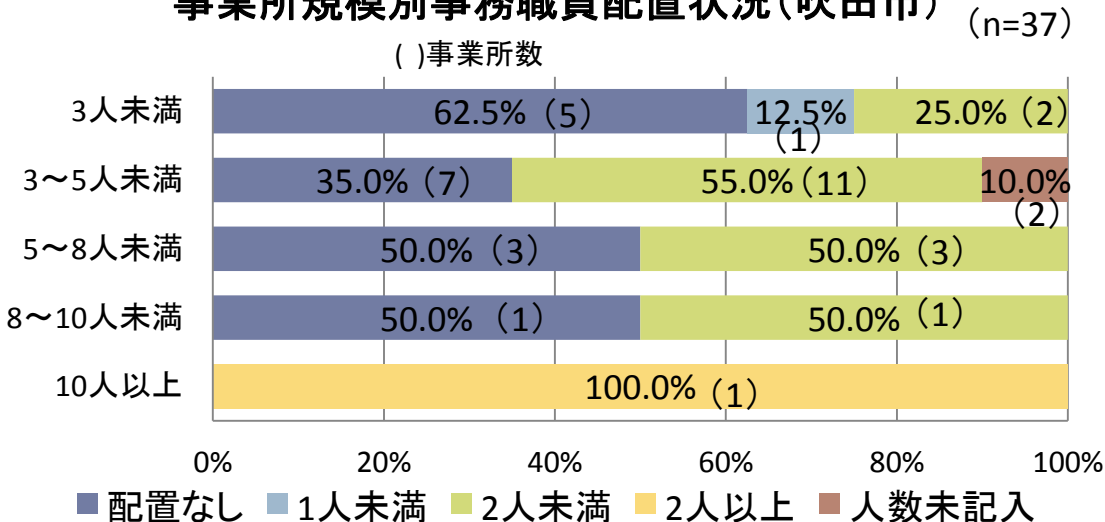
事務職員の設置状況

- 事務職員を配置している事業所の割合は、大阪府よりも高い(21事業所56.8%)。
- 小規模事業所ほど、事務職員の配置がない事業所が多い傾向がある。

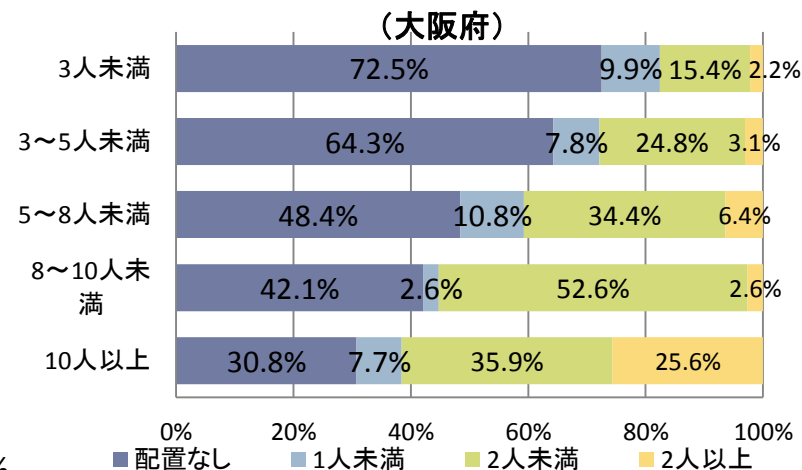
事務職員の配置状況(府との比較)



事業所規模別事務職員配置状況(吹田市)



【参考】事業所規模別事務職員配置状況



調査の内容

- 1 事業所の開設年数・規模・職員配置等
- 2 事業所の加算の状況**
- 3 利用者の状況、受入状況
- 4 医療的管理ケアの実施状況
- 5 歯科医との連携状況
- 6 看取りの件数
- 7 事業所運営の方向性等
- 8 まとめ

加算の届出基準等

●特別管理加算（介護保険・医療保険）

- ・24時間対応（連絡）体制の整備
 - ・重傷者（基準あり）へ対応可能な職員体制・勤務体制の確保
 - ・医療機関との連携体制の確保
- 以上3つすべてを満たしていること

●24時間対応体制加算又は24時間連絡体制加算（医療保険）

営業日以外の日・時間に、連絡や相談を直接受けられる体制の整備

●緊急時訪問看護加算（介護保険）（※1）

常時対応できる体制にある事業所において、緊急訪問を行う場合

●ターミナルケア加算（介護保険）（※1）

- ・24時間常時連絡できる体制の整備
- ・死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合

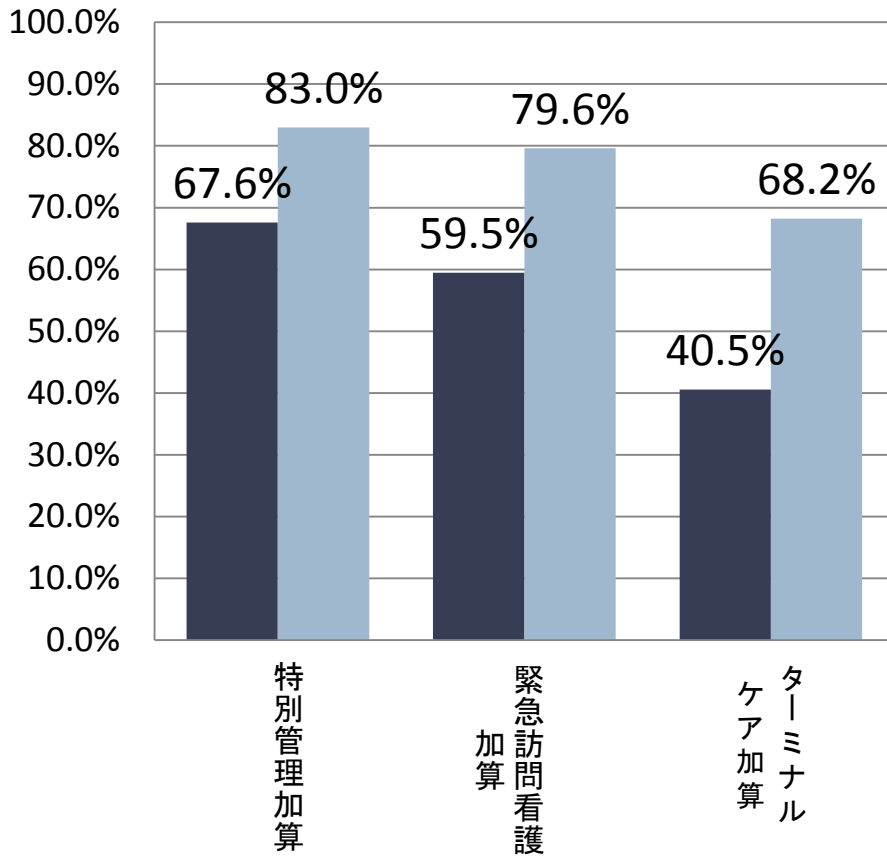
介護保険における加算は市の福祉指導監査室へ届出、医療保険における加算は近畿厚生局に届出。

（※1）医療保険においては、届出不要。実績がある時に算定。

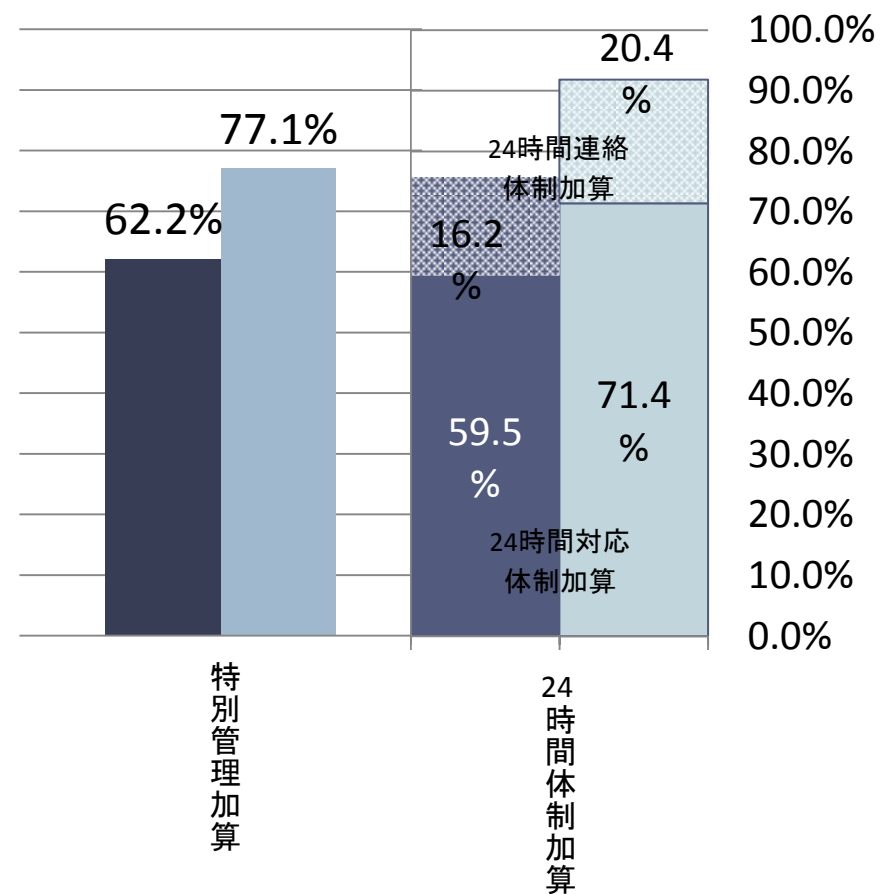
加算の届出状況

- 介護保険・医療保険ともに、大阪府よりも加算の届出割合が低い。
- 特に介護保険のターミナルケア加算の届出が低く、半数を切っている。

介護保険 加算の届出状況 (吹田市n=37)
(府との比較)



医療保険 加算の届出状況 (吹田市n=37)
(府との比較)

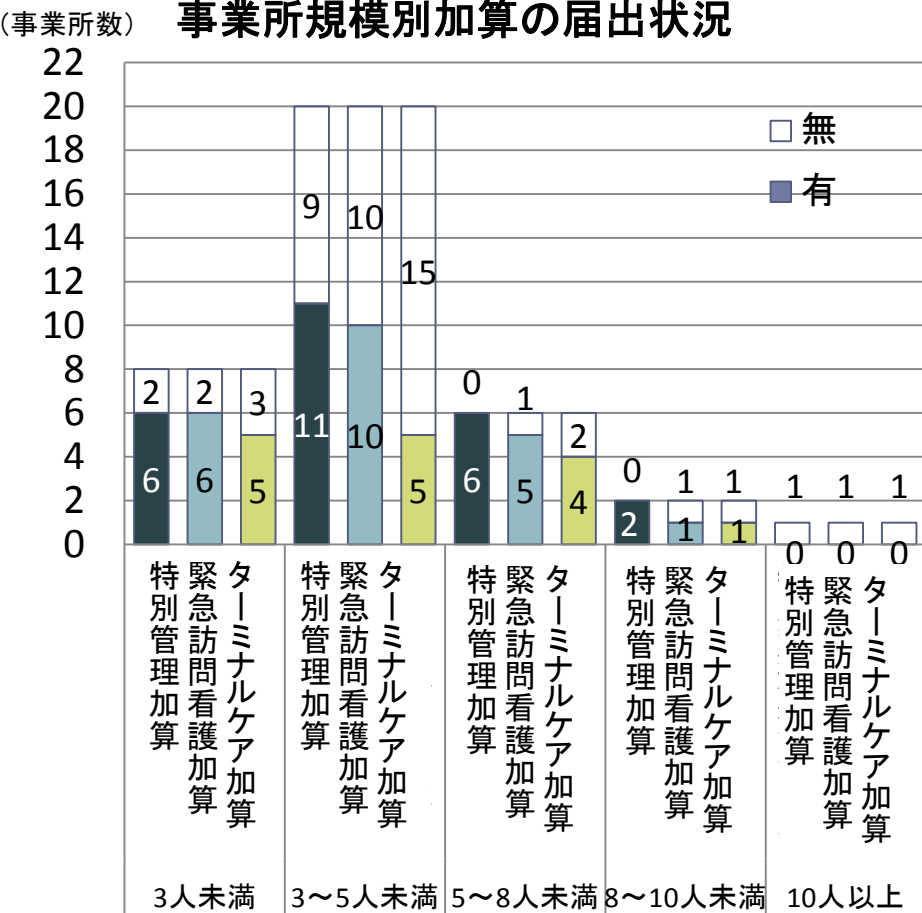


事業所規模別 加算の届出状況

○介護保険・医療保険ともに、3～5人未満の小規模事業所での加算の届出割合が低い。

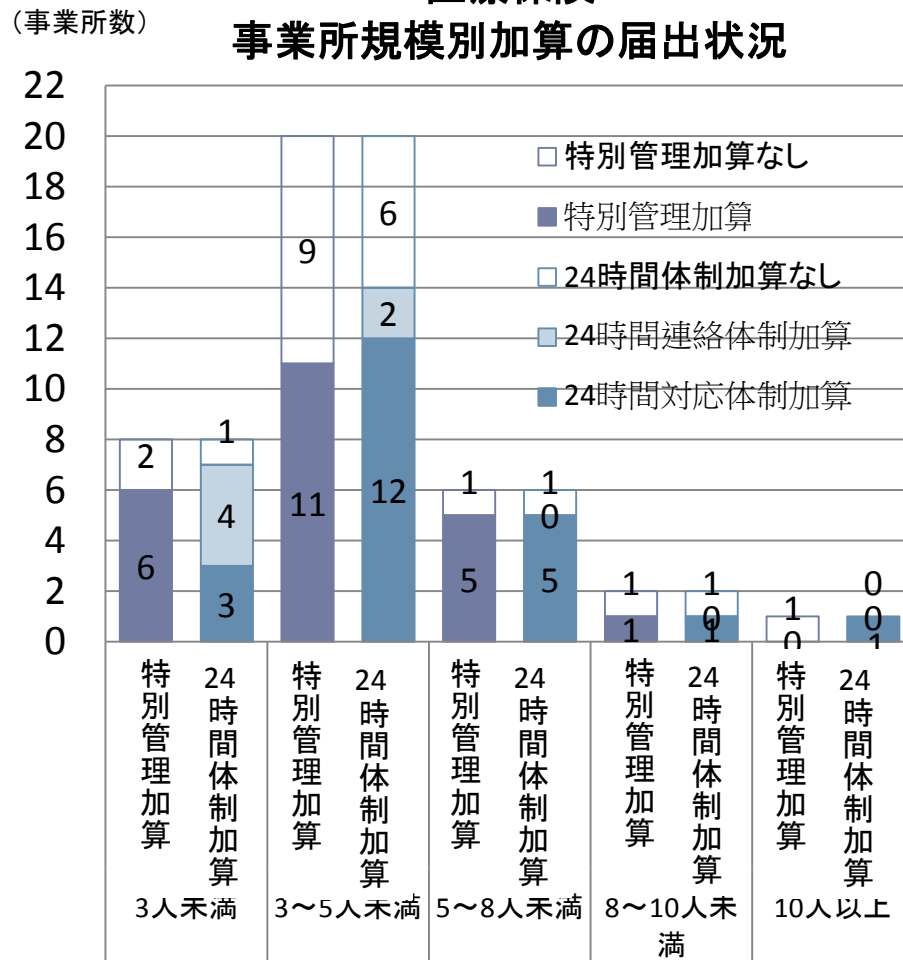
介護保険

事業所規模別加算の届出状況



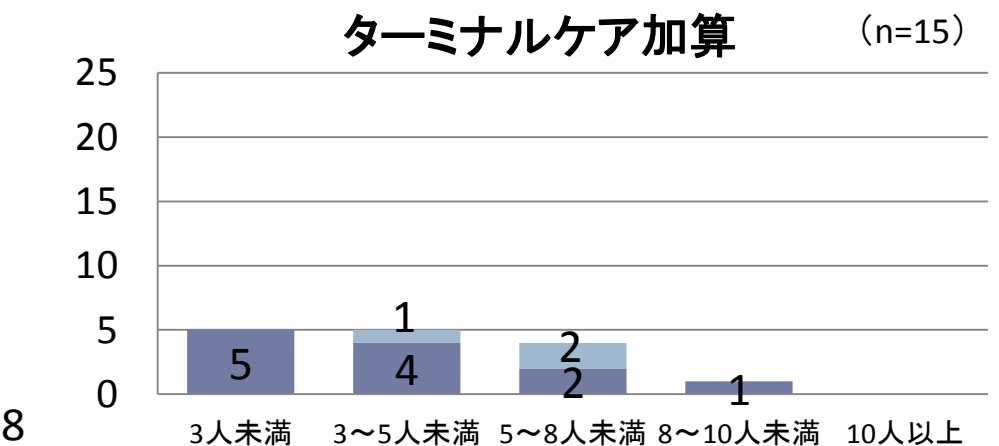
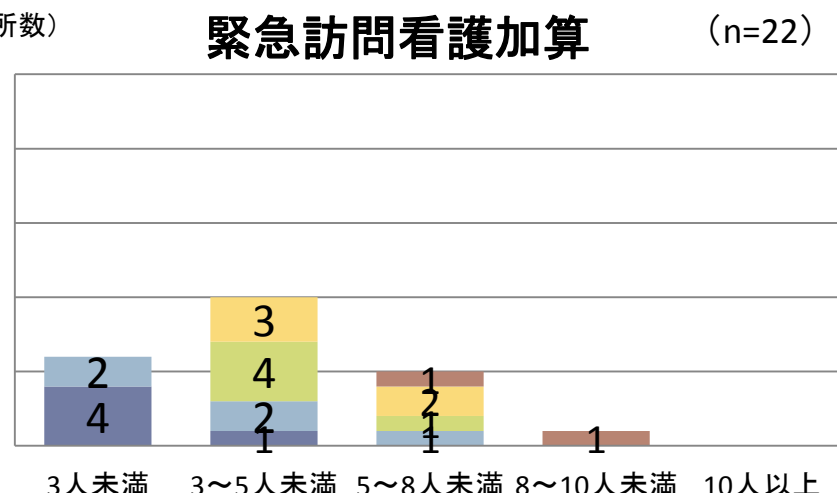
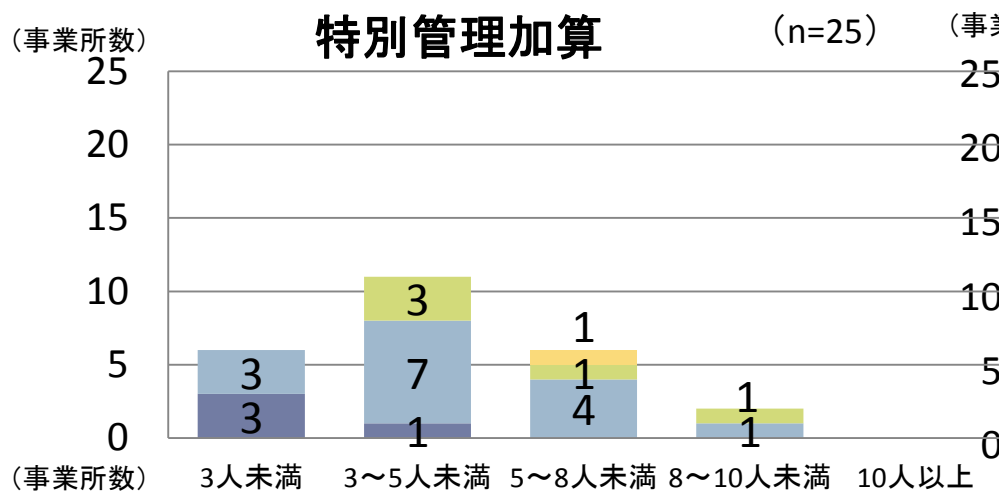
医療保険

事業所規模別加算の届出状況



事業所規模別 加算の請求状況【介護保険】

- 各加算の請求件数が多いのは、規模の大きな事業所の傾向がある。
- 緊急訪問看護加算において月30件以上50件未満の請求実績のある事業所は5件、50件以上請求している事業所は2件あった。
- ターミナルケア加算の実績のある事業所は3事業所のみ。



- (請求件数)
- 50件以上
 - 30~50件未満
 - 10~30件未満
 - 1~10件未満
 - 0

(平成28年5月請求)

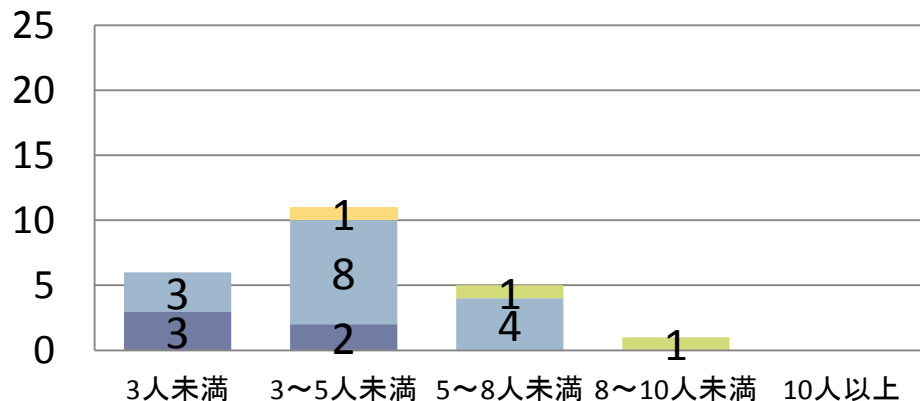
事業所規模別 加算の請求状況【医療保険】

○24時間対応体制加算において月30件以50件未満の請求実績のある事業所は3件、50件以上請求している事業所は2件あった(内、自立支援医療を主な対象としている事業所2件含む)。

○ターミナルケア加算の実績のある事業所は5事業所のみ。

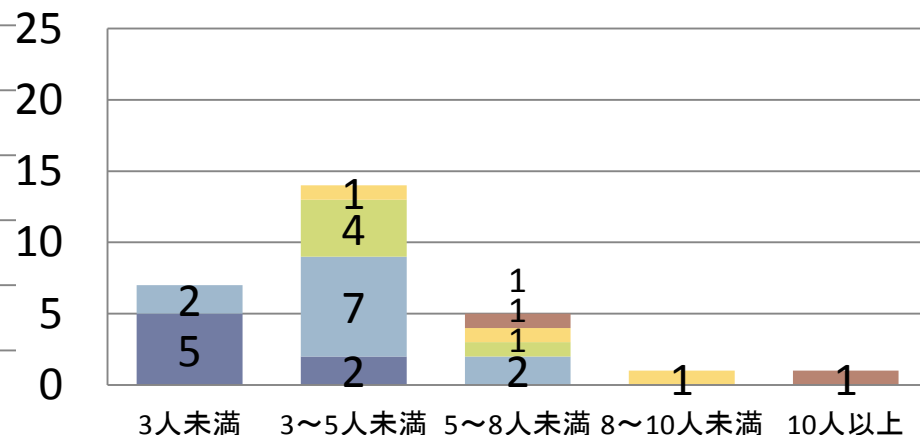
特別管理加算 (n=23)

(事業所数)



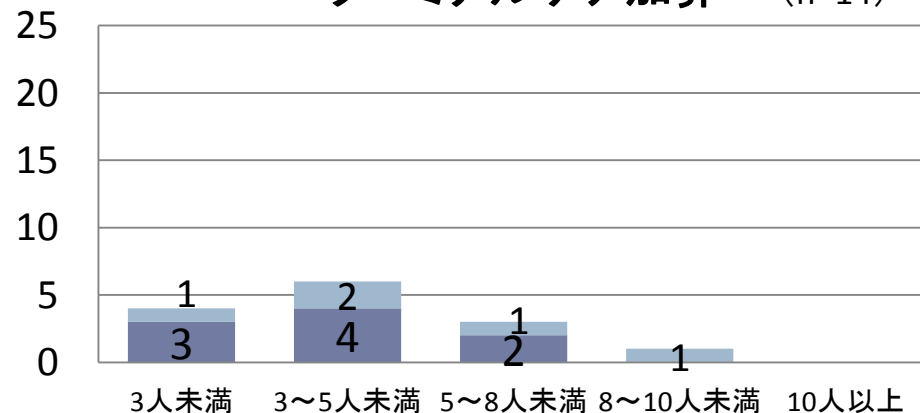
24時間体制加算(対応+連絡) (n=28)

(事業所数)



ターミナルケア加算 (n=14)

(事業所数)



(請求件数)

- 50件以上
- 30~50件未満
- 10~30件未満
- 1~10件未満
- 0

(平成28年5月請求)

加算の請求件数

(n=37)

	請求件数	
	介護保険	医療保険
特別管理加算	171件	126件
24時間体制加算(対応+連絡)	—	419件
緊急訪問看護加算	478件	19件
ターミナルケア加算	3件	9件

(平成28年5月請求)

調査の内容

- 1 事業所の開設年数・規模・職員配置等
- 2 事業所の加算の状況
- 3 利用者の状況、受入状況**
- 4 医療的管理ケアの実施状況
- 5 歯科医との連携状況
- 6 看取りの件数
- 7 事業所運営の方向性等
- 8 まとめ

利用者数の状況

〇2年前と比較して、事業所数も増えていることから1事業所あたり件数は減っている。

	平成26年6月時点(※1)		今回調査 平成28年5月時点		
事業所数(件)	24(※2)		36(※3)		
	利用者数	1事業所あたり 件数	利用者数	(内、 吹田市民)	1事業所あたり 件数
介護保険のみ利用者数 (人)	1,243	51.8	1,779	(1,334)	49.4
医療保険のみ利用者数 (人)	445	18.5	705	(464)	19.6
介護・医療 併用利用者 (人)	20	0.8	26	(22)	0.7
介護保険+医療保険+併用 総利用者数(人)	1,708	71.2	2,510	(1,820)	69.7

(※1) 平成26年6月高齢政策課実施の訪問看護ステーション対象「在宅医療に関するアンケート」結果をもとに、地域医療推進室にて編集

(※2) 調査対象は30事業所であったが、調査返送25事業所のうち、有効回答24事業所

(※3) 平成28年5月時点で未開設の1事業所を除く36事業所

事業所規模別 利用者の状況

○事業所規模が大きくなるほど1事業所あたり件数が増えるが、看護職員1人あたり件数は小規模事業所の方が多くなる傾向がある。

事業所規模	事業所数(件)	1事業所あたり件数			看護職員(※3) 1人あたり件数
		介護保険のみ 利用者数(人)	医療保険のみ 利用者数(人)	介護保険+医療保険+併用 総利用者数(人)	総利用者数 (人)
3人未満	7	14.9	3.9	19.1	6.5
3～5人未満	20	54.1	19.8	73.5	19.6
5～8人未満	6	68.3	22.5	91.8	15.4
8～10人未満	2	188.0	19.5	113.5	13.2
10人以上 (※1)	1	1.0	128.0	129.0	8.6
総数	(※2) 36	49.4	19.6	69.7	15.4
吹田市民の割合	—	76.8%	68.0%	88.0%	—

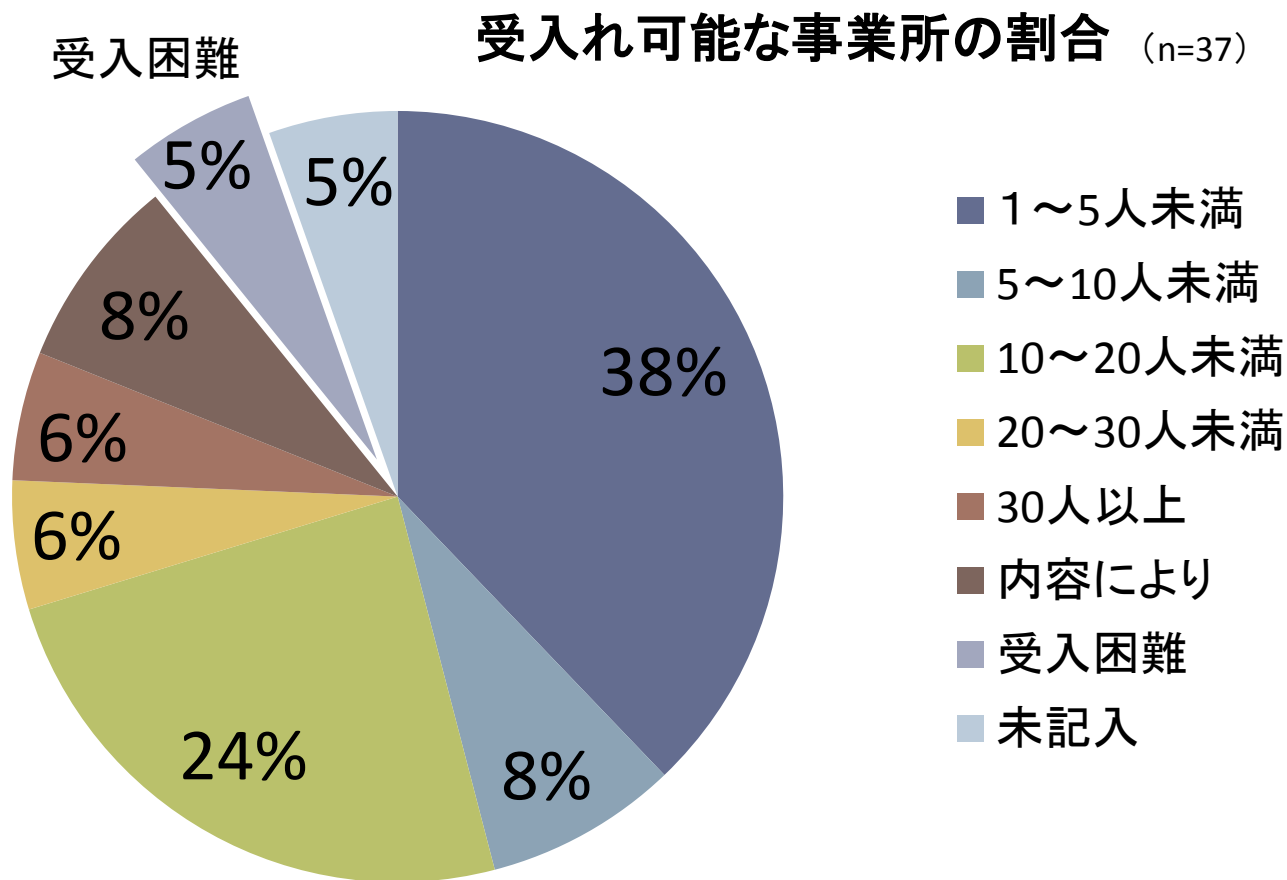
(※1) 当該事業所は、自立支援医療を主たる対象としている事業所

(※2) 平成28年5月時点で未開設の1事業所を除く

(※3) 常勤換算看護職員数にて算出

利用者の受入状況

○受入困難と回答したのは5%(2事業所)のみ。



利用者の受入状況

- 事業所の規模により受入可能人数にばらつきがある。
- 現行体制においては、既利用者を含め約2,100人への対応が可能(現行の訪問看護利用者に受入可能人数を加算)。

(事業所数)

事業所規模	受入可能							受入困難	総計
	1～5人未満	5～10人未満	10～20人未満	20～30人未満	30人以上	内容により可	未記入		
3人未満	2		4		1		1		8
3～5人未満	10	2	5	1		1		1	20
5～8人未満	1			1	1	1	1	1	6
8～10人未満	1	1							2
10人以上						1			1
計	14	3	9	2	2	3	2	2	37

【参考】

現行訪問看護利用者(吹田市民) **1,820人**
 受入可能人数各回答の上限人数の合計 **272人**
 (「内容により可」は除く)

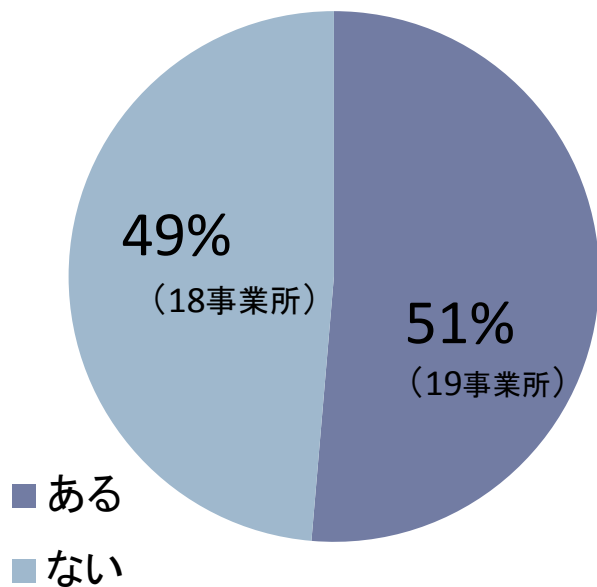
計 **2,092人**
 (キャパシティ)

サービス提供を断った経験

- サービス提供を「断ったことがある」51%（19事業所）で、大阪府と同率（51%）であった。
- その理由については、大阪府では「現状の看護職員数では応じられない」が最も多かったが、吹田市では「営業日・時間以外の依頼」が最も多かった。
- 吹田市では、サービス・ケア内容が対応困難という理由は0%であった。

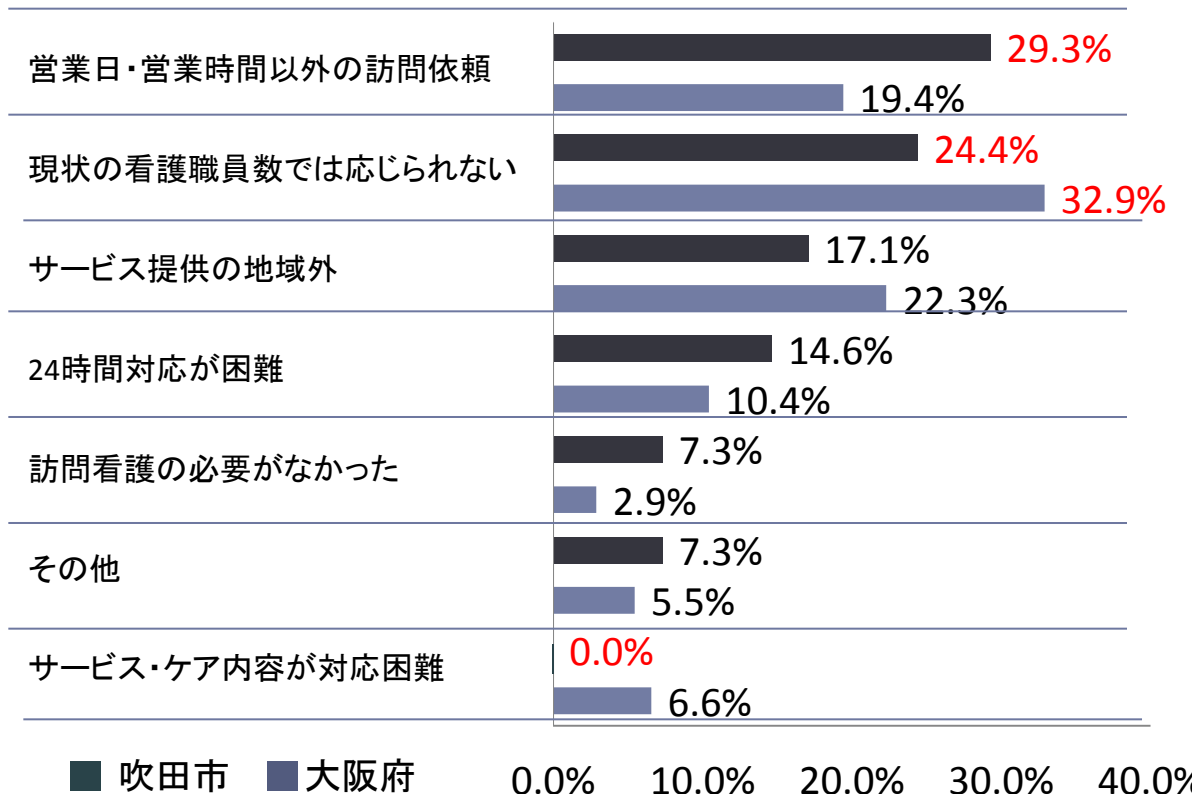
過去1年間にサービス提供を断ったケースの有無

(n=37)



サービス提供を断った理由

複数(3つ)回答



調査の内容

- 1 事業所の開設年数・規模・職員配置等
- 2 事業所の加算の状況
- 3 利用者の状況、受入状況
- 4 医療的管理ケアの実施状況**
- 5 歯科医との連携状況
- 6 看取りの件数
- 7 事業所運営の方向性等
- 8 まとめ

医療的管理ケアの実施状況

○一部を除き、いずれの医療的管理項目も約7割以上の事業所が対応可(「対応実績あり」「要望あれば対応可」と回答。

○請求件数では、経管栄養法、膀胱留置カテーテル、在宅酸素療法等が多い。

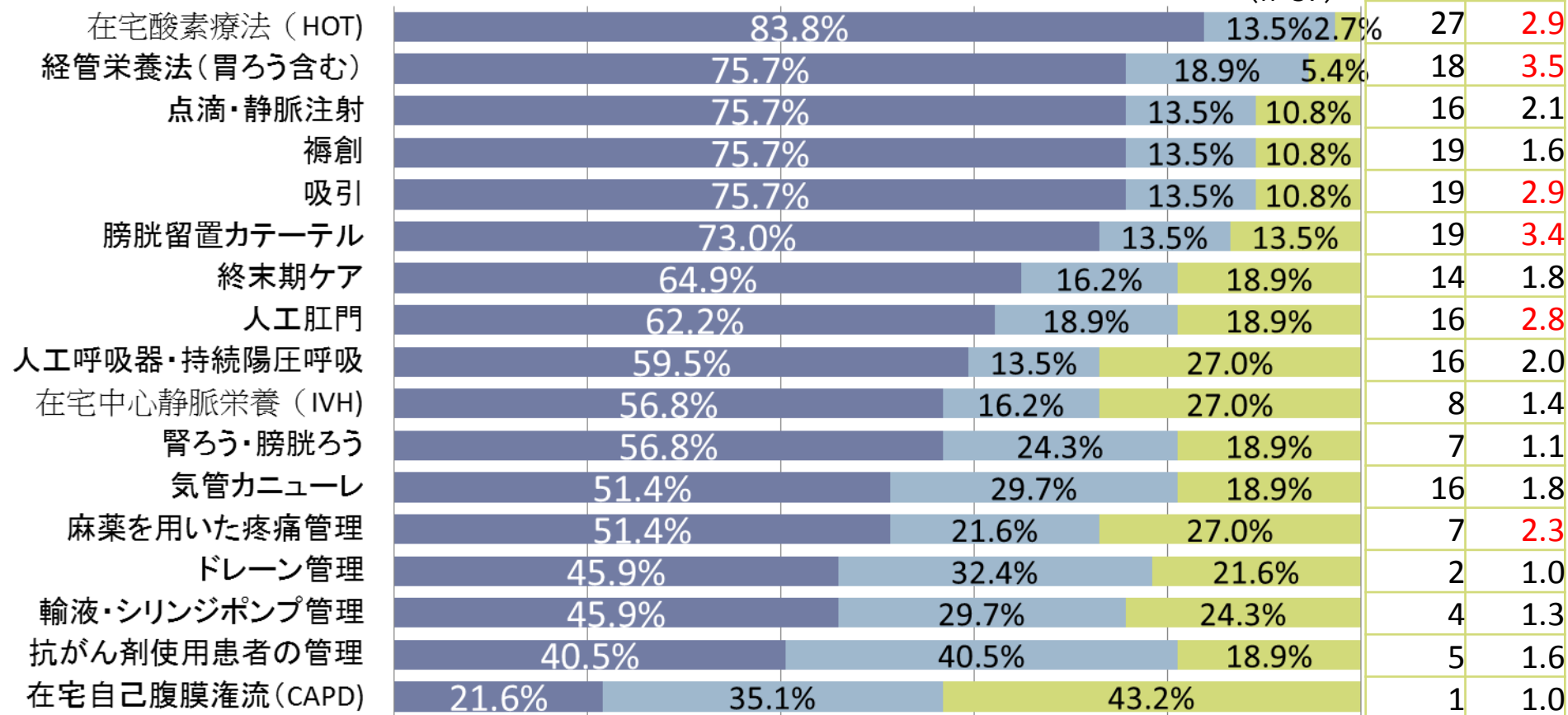
(平成28年5月請求)

実績あり
事業所数

1事業所
あたり
請求件数

医療的管理ケアの実施状況

(n=37)



0% 20% 40% 60% 80% 100%

■ 対応実績あり ■ 要望あれば対応可 ■ 対応予定なし

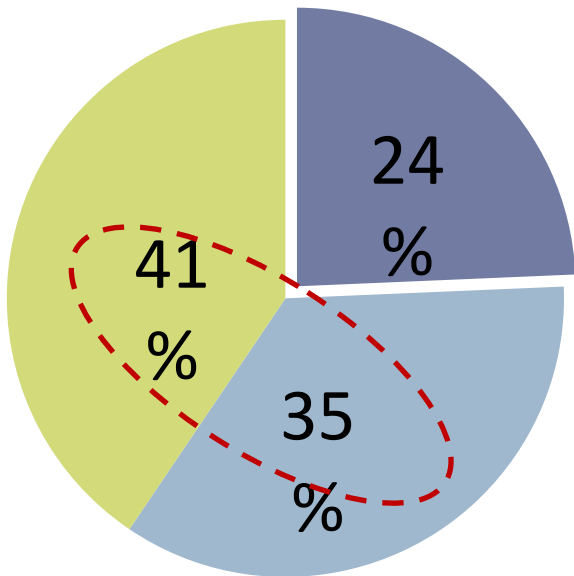
調査の内容

- 1 事業所の開設年数・規模・職員配置等
- 2 事業所の加算の状況
- 3 利用者の状況、受入状況
- 4 医療的管理ケアの実施状況
- 5 歯科医との連携状況**
- 6 看取りの件数
- 7 事業所運営の方向性等
- 8 まとめ

歯科医との連携

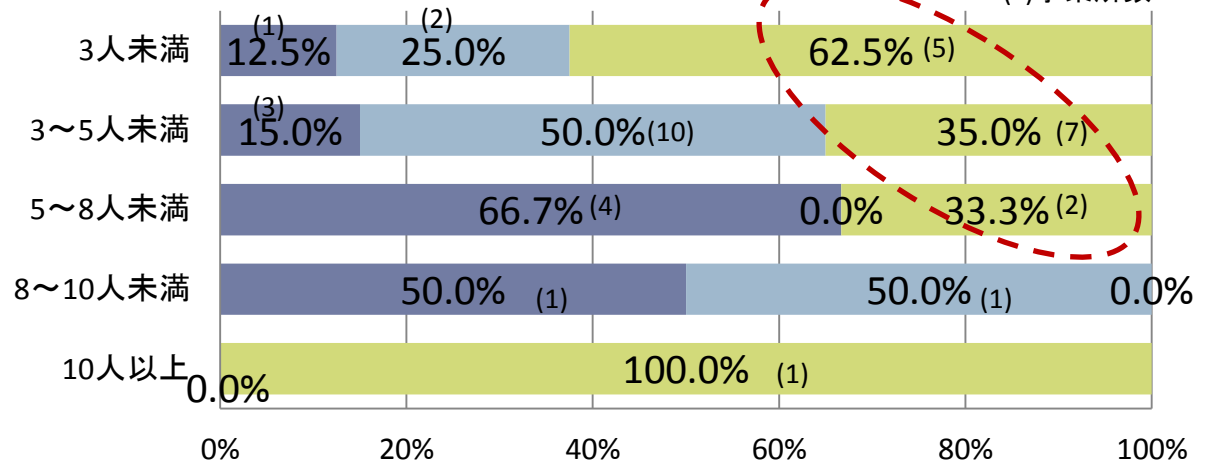
- 訪問看護事業所と歯科医の連携について、約75%が連携がとれていないと回答。
- 小規模事業所及び事業所連絡会に未加入の事業所ほど、歯科医との連携がとれていない。

歯科医との連携 (n=37)

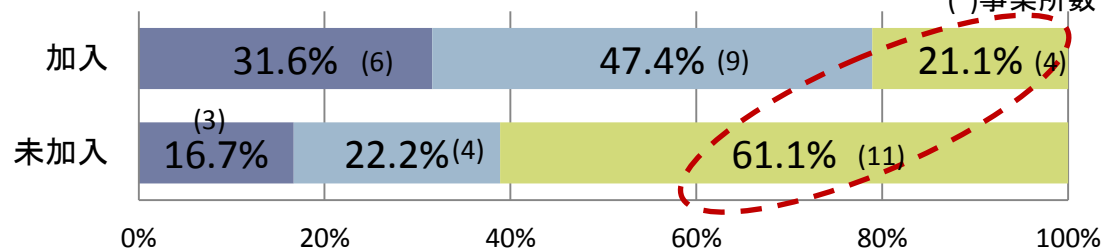


- 利用者の口腔内アセスメントが行われ、必要の方に歯科医と連携とれている
- 利用者の口腔内アセスメントは行われているが、歯科医と連携とれていない
- 利用者の口腔内アセスメントはあまり行われていない

事業所規模別歯科医との連携状況 (n=37)



事業所連絡会加入の有無別歯科医との連携状況 (n=37)



- 口腔内アセスメントが行われ、歯科医と連携とれている
- 口腔内アセスメントは行われているが、歯科医と連携とれていない
- 口腔内アセスメントはあまり行われていない

調査の内容

- 1 事業所の開設年数・規模・職員配置等
- 2 事業所の加算の状況
- 3 利用者の状況、受入状況
- 4 医療的管理ケアの実施状況
- 5 歯科医との連携状況
- 6 看取りの件数**
- 7 事業所運営の方向性等
- 8 まとめ

看取りの件数

○事業所規模が大きくなるほど、看取り件数が多くなる傾向あり。

○2年前と比較して、訪問看護事業所が増えたことにより、1事業所あたりの看取り件数は減っている。

(n=25)

事業所規模	看取り件数					看取り総件数	看取り実施事業所数	1事業所あたり件数
	1～5人未満	5～10人未満	10～15人未満	15～20人未満	20～25人未満			
3人未満	10					10	5	2.0
3～5人未満	17	20	11		23	71	14	5.1
5～8人未満	2	8	12	15		37	4	9.3
8～10人未満		8		15		23	2	11.5
10人以上(※1)						0	0	0.0

(12か月の実績)	平成26年6月時点(※2)	今回調査 平成28年5月時点
看取り実施事業所数	17	25
看取り件数	119	141
1事業所あたり件数	7.0	5.6

(※1) 当該事業所は、自立支援医療を主たる対象としている事業所

(※2) 平成26年6月高齢政策課実施の訪問看護ステーション対象「在宅医療に関するアンケート」結果をもとに、地域医療推進室にて編集

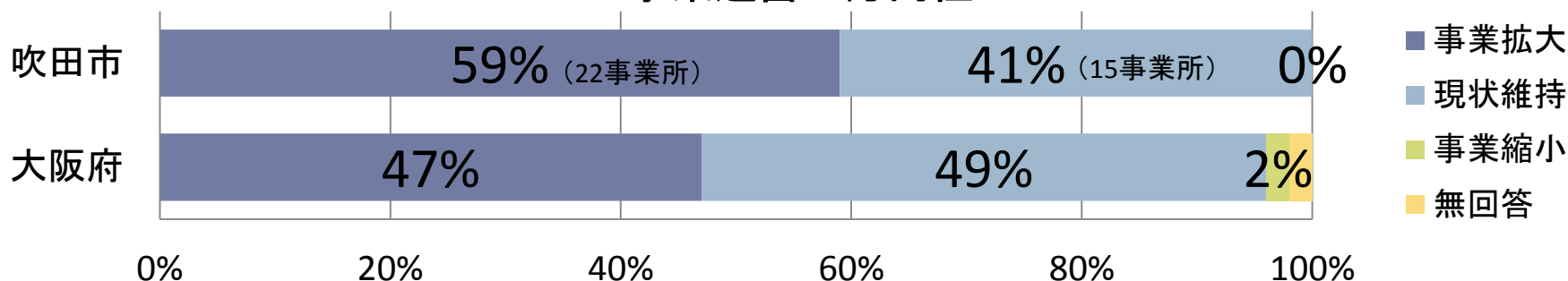
調査の内容

- 1 事業所の開設年数・規模・職員配置等
- 2 事業所の加算の状況
- 3 利用者の状況、受入状況
- 4 医療的管理ケアの実施状況
- 5 歯科医との連携状況
- 6 看取りの件数
- 7 事業所運営の方向性等**
- 8 まとめ

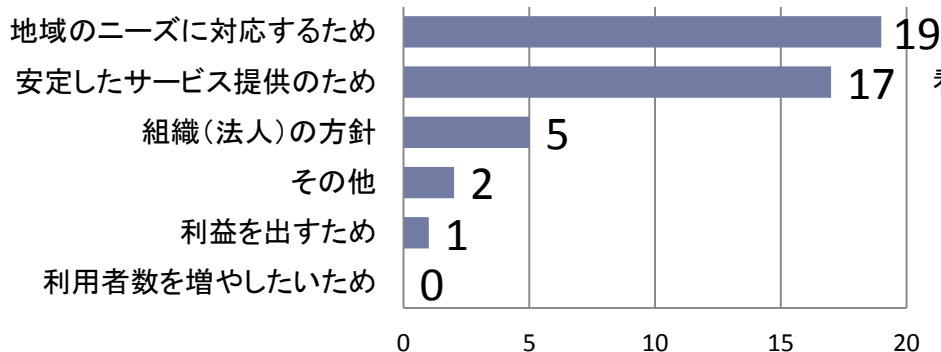
今後の事業所運営の方向性

- 事業を拡大したいと考えている事業所は約6割(22事業所)で、大阪府より多い。
- 事業拡大の理由としては、「地域のニーズに対応するため」、「安定したサービス提供のため」が多く、一方で、現状維持の理由としては、「訪問看護の人材確保が困難」、「看護の質低下への不安」が多い。

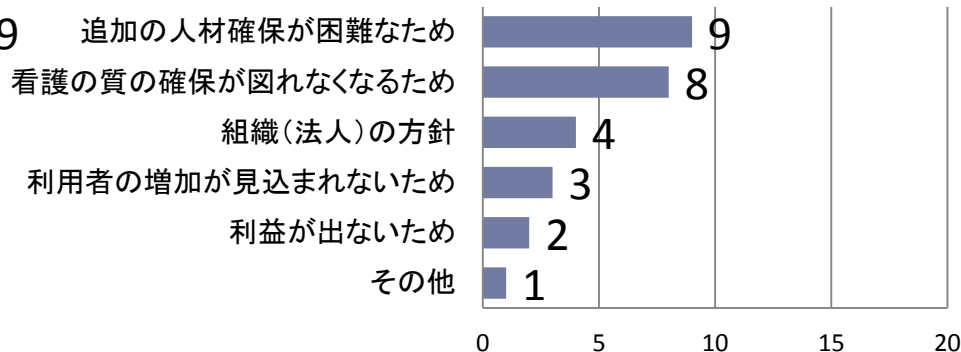
事業運営の方向性 (n=37)



事業拡大の理由 (n=22) 複数(2つ)回答



現状維持の理由 (n=15) 複数(2つ)回答

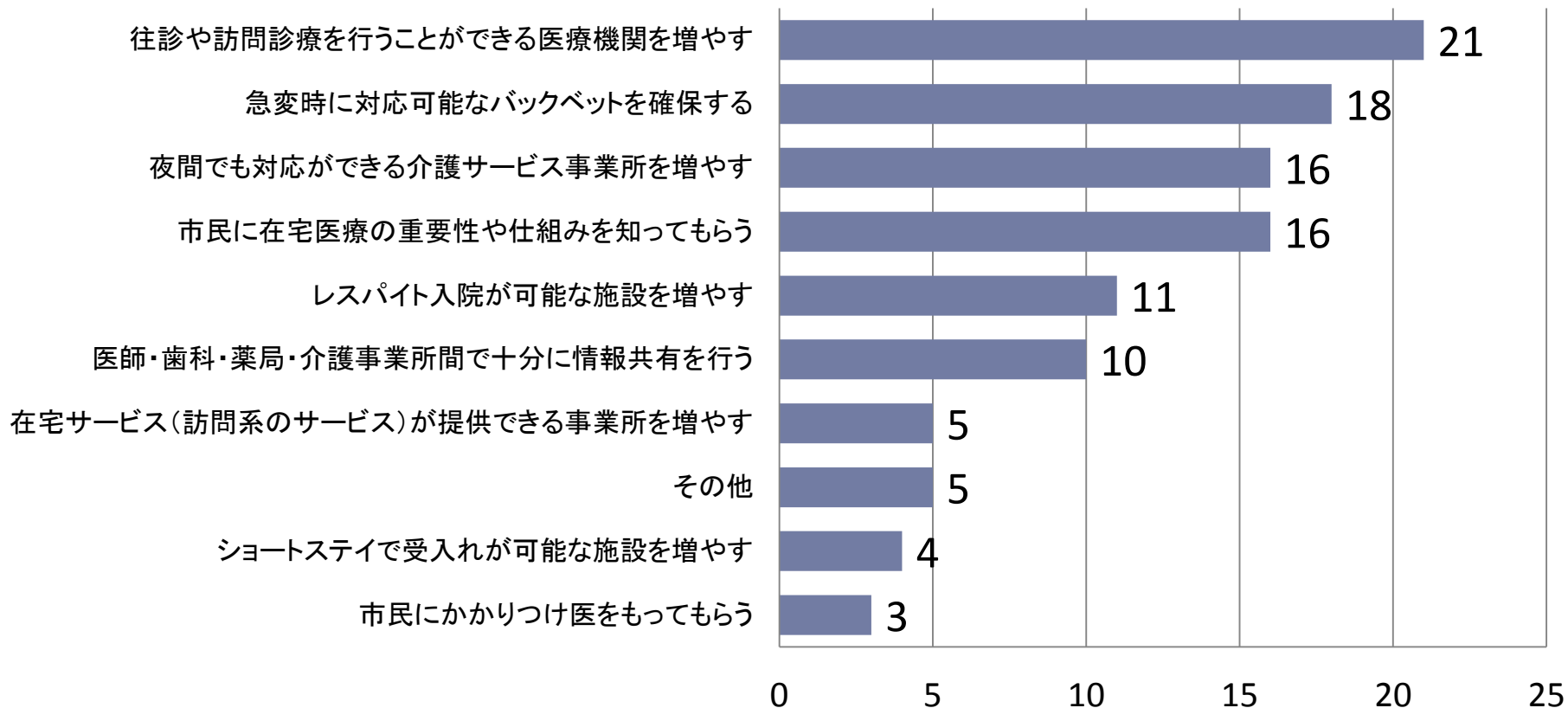


在宅医療の医療需要に対応するには

○在宅医療の医療需要に対応するために必要なこととして、「在宅医療を担う医療機関の増加」、「急変時のバックベットの確保」、「夜間対応可能な介護サービスの提供体制」が多かった。また、「市民に対する在宅医療の啓発」も多かった。

在宅医療の医療需要に対応していくために必要なこと

(n=37) 複数(3つ)回答



在宅医療に関する意見等(自由記載)①

●医師との連携

- ・夜間・休日等状態の悪化に伴う主治医との連携(主治医への報告・指示を受ける)が必須ですが、**基幹病院が主治医の場合、細やかな連携が取りにくい。**
- ・**病院の医師が主治医の時、報告はあげるがリアルタイムの指示がもらえない。**
- ・指示書をいただいているのに、**相談で電話すると、「個人情報になるので・・・」と断られ、連携が取りにくかった。**

●訪問看護のマンパワー

- ・訪問看護のニーズは高まっているのに、**人員が集まらず、「きつい」「24時間拘束」「ファーストコール」などのハードルが上がり大変。**

●加算の算定について

- ・24時間体制**加算の届出**をし実際に対応しているが、**請求事務、監査等の事務が煩雑**であるため、今は24時間対応の契約をせずにボランティアで対応している状況。
- ・加算を算定するためにはかなり要件があり、書類・計画書その他細々としたことを揃えていかなければ**減算や加算取消**などが行われ、**本来の看護ケアでなく、その事務作業に疲弊**してしまう。

●認知症ケースの医療的ケア

- ・認知症の利用者が増加。例えば、糖尿病インシュリン治療者で夫婦ともに認知症があるような、毎日医療的ケアが必要なケースへ対応できるしくみがない。

在宅医療に関する意見等(自由記載)②

●医療依存度の高いケースのレスパイトケア

・医療依存度が高い人のレスパイトや退院直後の不安定な時期のサポートのために、看護小規模多機能を増やすべき。市が、看護小規模多機能を増やすなどの方針を出してほしい。

●施設等での看取り

・在宅困難な方の看取りの場(病院以外で)が必要。施設入所者も施設と入院を繰り返しており、両方の費用がかかり大変。施設内での看取りが困難。

●市民啓発

・利用者自身がどういう医療を望むのか考えていただきたい。病院へ行けば何とかなるという考え方の人もいる。市民講座等での啓発が必要。

●在宅医療の充実に必要なこと

・①かかりつけ医の訪問診療の充実、②基幹病院が主治医の場合、訪問看護との連携体制の確立、③医療依存度の高い方等は必ず在宅医を利用すること

・医療スタッフの意識の変化

調査の内容

- 1 事業所の開設年数・規模・職員配置等
- 2 事業所の加算の状況
- 3 利用者の状況、受入状況
- 4 医療的管理ケアの実施状況
- 5 歯科医との連携状況
- 6 看取りの件数
- 7 事業所運営の方向性等
- 8 まとめ**

まとめ①

1 事業所の開設年数・規模・職員配置等

- ✳ 開設5年未満の事業所が半数を占める
- ✳ 看護職員5人未満の小規模事業所が約75%を占める(大阪府より高い)
- ✳ 小規模事業所の約半数が5年未満に開設された事業所
- ✳ 1事業所あたりの平均看護職員数は4.5人(大阪府より少ない)
- ✳ 経験年数の少ない看護職員の人数が大阪府より多い
- ✳ 事業所連絡会の加入率は約半数で、5年未満に開設された事業所の多くが未加入
- ✳ リハビリ職員及び事務職員の配置割合が大阪府より高い

2 事業所の加算の状況

- ✳ 特別管理加算・緊急訪問看護加算・ターミナルケア加算・24時間体制加算の届出割合が大阪府より低い
- ✳ 特に、3～5人未満の小規模事業所で届出割合が低い
- ✳ 加算の請求件数が多いのは規模の大きな事業所の傾向がある

まとめ②

3 利用者の状況、受入状況

- ✳ 2年前と比較して訪問看護の利用者は増えているが、事業所が増えていることから1事業所あたり件数は減っている(平成26年6月71.2件、平成28年5月69.7件)
- ✳ 事業所規模が大きくなるほど1事業所あたり件数が増えるが、看護職員数1人あたり件数は小規模事業所の方が多くなる傾向あり

4 医療的管理ケアの実施状況

- ✳ 7割以上の事業所が様々な医療管理ケアの対応が可能と回答

5 歯科医との連携状況

- ✳ 訪問看護事業所の約75%が歯科医と連携がとれておらず、小規模事業所ほど、また事業所連絡会未加入ほど連携がとれていない

6 看取りの件数

- ✳ 事業所規模が大きくなるほど、看取り件数が多くなる傾向あり
- ✳ 2年前と比較して、事業所数が増えていることから1事業所あたり件数は減っている(平成26年6月7.0件、平成28年5月5.6件)

7 事業所運営の方向性等

- ✳ 約6割の事業所が事業拡大を考えており、その理由として、「地域のニーズに応えるため」「安定したサービス提供のため」と回答